

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

本日、人事委員会は県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告の人事管理に関しては、コロナ禍における人事管理、時間外勤務の上制限を踏まえた労務管理、柔軟かつ多様な働き方の検討、優秀で多様な人材の確保、能力や適正に基づいた人材育成、人事評価の正しい運用による公正性の確保などに言及しましたが、これらは全ての職員が健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

また、給与に関しては、民間の支給割合との均衡を図るために昨年以上の特別給の引下げを勧告しました。

本年もコロナ禍での職種別民間給与実態調査となりましたが、調査へのご理解とご協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

職員におかれては、これまでに経験のないような厳しい環境の中、県民の安全・安心の確保を第一に日々職務に尽力されていることに心からの敬意を表します。

終わりの見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい経済雇用情勢下にあります。引き続き、使命感と高い倫理観を持ち、職員が一丸となって職務に精励されることを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

県民の皆様におかれては、職員の適正な給与その他の勤務条件を確保するための勧告制度や人事委員会の役割について、深いご理解をいただきたいと思います。

令和3年10月11日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子